

船舶事故調査報告書

平成28年7月21日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	転覆
発生日時	不明（平成28年4月22日 06時00分ごろ～09時30分ごろの間）
発生場所	不明（北海道稚内市 ^{こえとい} 声間漁港北東～北西方沖）
事故の概要	<p>漁船第五^{りゅうよう}隆陽丸は、声間漁港北東方沖の漁場付近において、転覆した。</p> <p>第五隆陽丸は、船長及び甲板員が落水して死亡し、船外機に濡損を生じた。</p>
事故調査の経過	<p>平成28年4月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。</p> <p>原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。</p>
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五隆陽丸、1.0トン HK3-125314（漁船登録番号）、個人所有 6.48m×1.93m×0.76m、FRP ガソリン機関、36.8kW、平成14年1月
乗組員等に関する情報	<p>船長 男性 81歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年6月17日 免許証交付日 平成27年12月9日 （平成33年3月27日まで有効）</p> <p>甲板員 男性 46歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成19年12月18日 免許証交付日 平成24年2月10日 （平成29年12月17日まで有効）</p>
死傷者等	死亡 2人（船長及び甲板員）
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東～東、風力 2～6、視界 良好 海象：波高 約0.5～2.5m、水温 約6℃ (1) 僚船の船長の観測 出港時は、 ^{なぎ} 風であったが、06時30分ごろから急に東風が強く

吹くようになって波が高くなり、波高が約2.5mになった。

(2) 警報及び注意報の発表状況

稚内市には、本事故当日03時49分に濃霧注意報が発表され、07時37分に解除されていた。また、10時33分に強風注意報が発表された。

(3) 観測値

声問漁港の東南東方約3.5kmに位置する稚内市声問村所在の声問地域気象観測所の本事故当日の観測値は、次のとおりであった。

時刻 (時:分)	気温 (°C)	平均		最大瞬間	
		風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)
05:00	3.5	東	2.7	東南東	3.1
05:10	4.0	東	2.8	東	3.1
05:20	4.4	東北東	2.6	東	4.1
05:30	4.0	東北東	3.1	北北東	4.1
05:40	4.6	北東	5.2	北東	7.2
05:50	5.1	北東	5.8	北東	7.7
06:00	5.5	北東	5.0	北東	6.7
06:10	5.7	北東	5.3	北東	6.7
06:20	6.1	北東	5.2	北東	7.7
06:30	6.4	北東	4.4	東北東	7.7
06:40	6.9	東北東	5.3	東南東	10.8
06:50	6.4	東	7.0	東	11.3
07:00	6.1	東	9.1	東	13.4
07:10	5.7	東	9.5	東	14.9
07:20	5.7	東	10.9	東	15.4
07:30	5.7	東	9.2	東	14.4
07:40	5.8	東	9.4	東	12.9
07:50	6.0	東南東	8.9	東南東	12.3
08:00	6.0	東	8.2	東南東	13.9
08:10	6.1	東	8.6	東	11.8
08:20	5.8	東	6.2	東	11.8
08:30	5.8	東	6.4	東	10.8
08:40	5.5	東	7.2	東	10.8
08:50	5.2	東	7.1	東	11.8
09:00	4.8	東	8.4	東北東	12.3

事故の経過

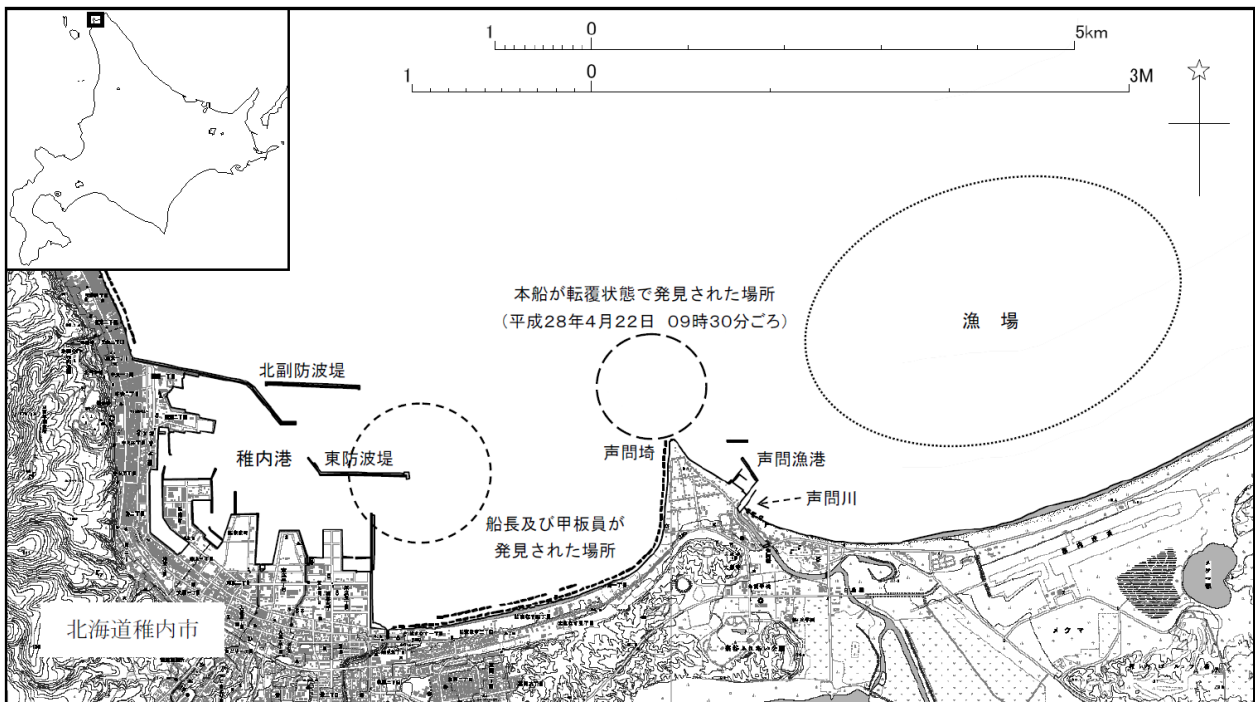
本船は、船長及び甲板員が乗り組み、平成28年4月22日05時00分ごろ、たこ箱漁の目的で声問漁港を出港した。

僚船の船長は、06時00分ごろ、声問漁港北東方沖の漁場で船首を西方に向けてたこ箱漁を行っていた際、自船の約800m沖側で船首を西方に向けて後進状態で操業している本船を認めた。

	<p>僚船の船長は、06時30分ごろ、急に東風が強くなって波も高くなり、船尾方から波を受けるので危険を感じて操業を切り上げ、周囲を見回したところ、すでになまこ桁引き網漁船（以下「なまこ漁船」という。）数隻が帰航を開始していたので、なまこ漁船の後方を追従し、07時00分ごろ声問漁港に戻った。</p> <p>僚船の船長は、約7～8隻の同業船が全て帰港しているものと思ひ、漁獲物の出荷作業をしていたところ、なまこ漁船の船長達が声問漁港沖で1隻の小型漁船が転覆状態で漂流していた旨の会話を耳にし、係留していた小型漁船が波で流されてしまったものと思ひ、同漁港までえい航するため自船になまこ漁船の船長を乗せて現場に向かった。</p> <p>僚船の船長は、09時30分ごろ、声問漁港北西方沖の浅瀬付近において転覆状態の小型漁船を発見し、船外機にロープを掛けて同漁港までえい航の後、陸揚げしたところ、本船であることを確認した。</p> <p>僚船の船長は、本船が転覆して船長及び甲板員が落水したものと思ひ、所属する漁業協同組合にこの状況を連絡するとともに、船長及び甲板員を捜索するため、同業船と共に再度現場に向かった。</p> <p>船長は、11時50分ごろ、甲板員は、12時15分ごろ、それぞれ稚内港の東防波堤付近で救命胴衣を着用して浮いているところを捜索中の同業船に発見され、病院へ搬送されたが死亡が確認され、死因は、溺死と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、声問漁港南東方に隣接する声問川の河口付近に係留することが多かった。</p> <p>本船は、他船と衝突したような痕跡がなかった。</p> <p>船長及び甲板員は、本事故当時、体調不良等を訴えていなかった。</p> <p>船長及び甲板員は、ふだんから救命胴衣を着用していた。</p> <p>僚船の船長は、声問川の河口付近は水深が浅く、風が強くなると波が立ちやすい海域なので、本船が帰航中に船尾方から波を受けて転覆したものと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本船は、06時00分ごろ声問漁港北東方沖の漁場付近で操業中のところを目撃された後、09時30分ごろ、同漁港北西方沖の浅瀬付近において、転覆状態で発見されたことから、この間において、転覆したものと考えられるが、転覆に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長及び甲板員は、それぞれ溺死した。</p>

	船長及び甲板員は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、声問漁港北東方沖の漁場付近で転覆したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 気象及び海象が悪化した際は、すぐに操業を中止して帰港することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図



国土地理院 2万5千分の1地形図使用